

令和8年5月22日

東大阪市消防局

消防職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属：東大阪市中消防署

補職：主査

性別：男性

年齢：60歳

2 処分内容

懲戒処分：免職（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和8年5月22日（金）

4 処分に至った事実の概要

被処分者は、令和8年4月21日（火）に自家用自動車で出勤する途中、交差点内に赤信号で進入し、自転車と接触する人身事故を起こし、事故後の呼気検査において、基準値を超えるアルコールが検出されたため、その場で現行犯逮捕されました。

5 再発防止策

全職員に対し、飲酒運転の根絶について指導し、服務規律と綱紀粛正の徹底を図り、職員一丸となって再発防止に取り組むとともに、市民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

6 その他

管理監督責任として、被処分者の上司（中消防署長）を嚴重注意処分としました。